

令和 7 年第 4 回
利根町議会定例会会議録 第 1 号

令和 7 年 1 2 月 2 日 午前 1 0 時開会

1. 出席議員

1 番	篠 塚 敦 君	7 番	新 井 邦 弘 君
2 番	山 崎 敬 子 君	8 番	井 原 正 光 君
3 番	本 谷 孝 君	9 番	五十嵐 辰 雄 君
4 番	佐 藤 眞 一 君	1 0 番	船 川 京 子 君
6 番	峯 山 典 明 君	1 1 番	大 越 勇 一 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の氏名

町 長	山 崎 誠一郎 君
教 育 長	海老澤 勤 君
総 務 課 長	松 本 浩 睦 君
政 策 企 画 課 長 補 佐	生 井 一 也 君
財 政 課 長	木 村 宜 孝 君
防 災 危 機 管 理 課 長	齊 藤 秀 樹 君
税 務 課 長	鈴 木 壮 君
住 民 課 長	渡 辺 泰 幸 君
福 祉 課 長	服 部 豊 君
子 育 て 支 援 課 長	松 永 重 生 君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長	山 田 博 子 君
生 活 環 境 課 長	雑 賀 正 幸 君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長	古 山 栄 一 君
農 業 政 策 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 越 正 博 君
ま ち 未 来 創 造 課 長	藤 波 勝 君
建 設 課 長	北 澤 忍 君
会 計 課 長	本 谷 幸 洋 君
学 校 教 育 課 長	清 水 敬 子 君
生 涯 学 習 課 長	亀 谷 英 一 君

指 導 課 長 石 井 康 之 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	宮 本 正 裕
書	大 越 聖 之
書	齋 藤 リ マ

1. 会議録署名議員

9 番	五十嵐 辰 雄 君
1 番	篠 塚 敦 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和7年12月2日（火曜日）

午前10時開会

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の件 |
| 日程第3 | 報告第7号 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について |
| 日程第4 | 報告第8号 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について |
| 日程第5 | 議案第69号 利根町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 議案第70号 利根町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 議案第71号 利根町健康増進等複合施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議案第72号 利根町下水道条例の一部を改正する条例について |
| 日程第9 | 議案第73号 令和7年度利根町一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第10 | 議案第74号 令和7年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議案第75号 令和7年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第76号 令和7年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 議案第77号 令和7年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議案第78号 令和7年度利根町下水道事業会計補正予算（第5号） |
| 日程第15 | 議案第79号 財産の処分について |
| 日程第16 | 議案第80号 利根町教育委員会委員の任命について |
| 日程第17 | 議案第81号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第18 | 休会の件 |

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 報告第7号
- 日程第4 報告第8号
- 日程第5 議案第69号
- 日程第6 議案第70号
- 日程第7 議案第71号
- 日程第8 議案第72号
- 日程第9 議案第73号
- 日程第10 議案第74号
- 日程第11 議案第75号
- 日程第12 議案第76号
- 日程第13 議案第77号
- 日程第14 議案第78号
- 日程第15 議案第79号
- 日程第16 議案第80号
- 日程第17 議案第81号
- 日程第18 休会の件

午前10時00分開会

○議長（大越勇一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、令和7年第4回利根町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

○議長（大越勇一君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

本日までに陳情2件を受け付けております。また、監査委員より令和7年8月分から令和7年10月分の現金出納検査の結果報告がありました。それぞれの写しをタブレットに掲載しております。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりです。

それでは、議事日程に入ります。

○議長（大越勇一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、

9 番 五十嵐 辰 雄 議員

1 番 篠 塚 敦 議員

を指名いたします。

○議長（大越勇一君） 日程第2，会期の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は，本日から12月10日までの通算9日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め，そのように決定いたしました。

なお，会期の内訳はタブレットに掲載のとおりです。

○議長（大越勇一君） 審議に入るに当たり，行政報告及び提出議案の総括説明を求めます。

町長山崎誠一郎君。

〔町長山崎誠一郎君登壇〕

○町長（山崎誠一郎君） おはようございます。令和7年第4回利根町議会定例会を招集いたしましたところ，議員の皆様には御出席を賜り，誠にありがとうございます。

それでは，提出議案の総括説明に先立ちまして，これまでの取組や今後の予定など町政の一端を申し上げたいと思います。

10月12日に開催いたしました町民運動会，それと先月開催されました地場産業フェスティバル，そして文化祭につきましては，多くの御来場をいただき，誠にありがとうございました。また，関係者の皆様におかれましても，町の活性化に御尽力を賜りまして，心より感謝を申し上げます。

次に，10月26日に実施いたしました町と自主防災組織の連携によります防災訓練では，関係各位の御協力の下，大変有意義な訓練を実施することができたと思っております。自主防災組織は，地域における共助，自助・共助・公助の共助のために必要不可欠な存在でございます。これからも定期的に訓練を実施し，防災力の強化に努めてまいりたいと考えております。訓練に御参加いただきました方々におかれましては，大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

次に，公共交通対策でございます。交通弱者対策につきましては，日本ウェルネススポーツ大学の御厚意により，先月の11月4日から大学の授業がある平日に限り，試行運転となりますが，大学からJR布佐駅までの間を運行しているスクールバスを無料で町民の皆さんが利用できることになりました。大学には町の福祉バスの停留所，福ちゃん号の停留所を設置しておりますので，福ちゃん号からスクールバスに乗り継いでJR布佐駅まで向

かうことが可能となったということでございます。また、路線バスの運行ルート見直しにつきましては、現在、地域公共交通活性化協議会において御意見を伺いながらルートの再編を進めているところでございます。

次に、私が町長に就任してから初めてとなります町政懇談会を先月15日に開催いたしました。町民の皆様から様々な御意見を頂戴することができましたので、町政運営の参考にさせていただければと考えております。

町政懇談会の中で、多様な文化を持つ外国人留学生等の急激な増加により、町民の皆様から様々な御意見を頂いております。交通ルールについての御意見も多く寄せられておりますので、その対応として、ウェルネススポーツ大学、取手警察署、そして利根町とで栄橋の立哨を行っているところでございます。今週の月曜日、昨日ですが、朝7時50分から8時半まで、その間が一番ウェルネスの学生が布佐駅からいっぱい歩いてくるという時間を見計らって、生涯学習課、防災危機管理課、そして私、そして警察も来ていただいて、ウェルネス大学からも参加をいただいて、利根町側の栄橋の入り口から布佐駅の入り口まで人間を配置して、学生の歩き方、一列に並びなさい、幅が広がらないようにと、そういったことを昨日実施しました。今週、1日から12日までの間、計6回立哨を朝行うことになっております。私も、都合いい3回だけこれから参加しますが、どうにかして今問題となっていることに少しでも、学生もその場では言うことを聞いてくれます。しかしながら、次の日になってみるとそうではないようないろいろな意見をもらっているのです、そこを何とかこれから何回も、何回も繰り返し指導して、学校も、ウェルネススポーツ大学も、実際にいろいろ批判がありますが、一生懸命指導はしてくれております。それでもなかなか町民の皆さんの御期待には今のところ応えていないということなので、そこは繰り返し、繰り返しやらなければいけないかなと思っています。

それと、よく言われるのが、自転車の無灯火も危なくてしょうがないと、日も短くなったし。そこのところを何とかという意見をいっぱいもらっていますので、そこは警察ともタイアップして学校と町と全力で、撲滅まではいくかどうか分かりませんが、何とか事故が起こらないように、利根町の町民の皆さんが大学生をはねて亡くなってしまったとか、そういった事故につながらないように何とかしていきたいなと考えております。

次は、先月19日に放送になりました「有吉の壁」でございます。利根町が紹介されまして、商店街、保育園、小学校、役場など町内のいろいろなところで撮影され、町民の皆様の笑顔が映し出されて、町の魅力が全国に発信されたかなと思っています。今回のテレビ放送は、利根町を多くの方々に知っていただくための貴重な機会となりました。今後も、新たな魅力創出、発信に努めてまいりたいと思います。

19日に放送されたのですけれども、私、翌日の20日、21日と県の町村会の関係で福岡県のほうに入ってまいりました。福岡県の四つの施設を回ったのですが、行った先でその町の職員の皆さんが、利根町の町長さんですよと言っていていろいろやってくれて、御覧にな

ってもらってありがとうございましたと。あした来られると聞いていたので見ましたよなどという話をしていただき、やはり全国ネットということで。実際80分でしたが、コマーシャルを抜くと72分だったとお聞きしました。あの画面に利根町の全面協力、茨城県利根町と、ずっと放映されている間は出ていたということは今までの利根町にはなかったことなので、どれだけ浸透したか分かりませんが、少しはこの利根町が有名になったところに貢献されたのではないのかなと思っています。

以上、これまでの主な取組の状況や今後の予定について申し上げました。

それでは、本日提出いたしました議案の総括説明を行いたいと思います。

本定例会は、条例改正や補正予算など15件の案件について御審議をお願いするものでございます。

報告第7号及び第8号は、和解及び損害賠償額に係る専決処分についてで、地方自治法第180条第1項並びに町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第1号及び第2号の規定により専決処分したものでございまして、同法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、議案第69号の利根町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第70号の利根町特別職の職員である常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことを受けて、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減及び町費の適正な支出を図るための規定を整備する等の措置を講ずるため、それぞれの条例の一部を改めたいので提案するものでございます。

次に、議案第71号でございしますが、利根町健康増進等複合施設条例の一部を改正する条例についてで、利根町健康増進等複合施設の愛称及び令和8年4月1日より施設利用料を徴収するため料金を定めたいので提案するものでございます。

次に、議案第72号は、利根町下水道条例の一部を改正する条例についてでございまして、茨城県南水道企業団の規約に基づき公共下水道の使用料の徴収を共同処理していることから、茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例により、料金の徴収方法が毎月徴収から隔月徴収に改正されたため、下水道使用料に係る徴収方法を改めたいので提案するものでございます。

次に、議案第73号は、令和7年度利根町一般会計補正予算（第7号）でございまして、歳入歳出それぞれ3,648万8,000円を追加し、総額を75億3,505万4,000円とし、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債について補正するものでございます。

議案第74号でございしますが、令和7年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございまして、事業勘定の歳入歳出それぞれ33万5,000円を追加し、総額を19億2,554万6,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出それぞれ286万1,000円を減額し、総額を1億5,836万3,000円とするもので、歳入歳出予算及び債務負担行為について補正するものでござ

ざいます。

次に、議案第75号でございますが、令和7年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）で、債務負担行為を設定するものでございます。

議案第76号は、令和7年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ37万4,000円を減額し、総額を18億4,921万6,000円とするもので、歳入歳出予算及び債務負担行為について補正するものでございます。

次に、議案第77号は、令和7年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ323万2,000円を追加し、総額を7億9,760万6,000円とするものでございます。

議案第78号は、令和7年度利根町下水道事業会計補正予算（第5号）で、収益的収入及び支出について、下水道事業収益を296万6,000円増の6億9,568万円とし、下水道事業費用を13万7,000円増の6億7,934万円とするものでございます。また、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、議案第79号 財産の処分についてでございますが、学校教育法に基づく大学の校地として使用するため適正な価格より減額して譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものでございます。

次に、議案第80号でございますが、利根町教育委員会委員の任命についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得るため提案するものでございます。

次に、議案第81号は、利根町固定資産評価審査会委員の選任についてでございますが、地方自治法第423条第3項の規定により、議会の同意を得るため提案するものでございます。

以上が提出議案の概要についての御説明でございますが、詳細につきましては担当課長から説明をいたしますので、お手元の議案書により御審議の上、何とぞ適切なる御判断を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大越勇一君） 行政報告及び総括説明が終わりました。

○議長（大越勇一君） 日程第3、報告第7号 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について及び日程第4、報告第8号 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分についての報告を求めます。

まず、報告第7号について、財政課長木村宜孝君。

〔財政課長木村宜孝君登壇〕

○財政課長（木村宜孝君） それでは、報告第7号、和解及び損害賠償額の決定について御報告いたします。

地方自治法第180条第1項並びに町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第1号

及び第2号の規定により専決処分をいたしましたので、同法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分書をお願いいたします。

1, 事故の概要でございますが、令和7年9月17日に利根中学校校庭の除草作業を行っていた際、同校駐車場に駐車してあった自動車のフロントガラスに石が当たり破損いたしました。

2, 和解の相手方につきましては記載のとおりでございます。

3, 和解条項につきましては、(1)本事故に係る過失の割合は町が10割とし、町は相手方に対し損害賠償金として26万2,611円を支払う。こちらにつきましては、町で加入しております全国町村会総合賠償補償保険にて全額支払い対応となっております。(2)町及び相手方は、互いの本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し何ら債権債務を有しない。(3)相手方は、その余の請求を放棄する。

報告は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、報告第8号について、保健福祉センター所長山田博子君。

〔保健福祉センター所長山田博子君登壇〕

○保健福祉センター所長（山田博子君） 報告第8号 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分につきまして御報告いたします。

地方自治法第180条第1項並びに町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第1号及び第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分書をお願いいたします。

1, 事故の概要、令和7年4月10日利根町布川利根ニュータウン風の公園付近にて、福祉バスが信号のない交差点を直進していたところ、右側より進行してきた相手方車両と衝突いたしました。一時停止標識は相手側にあり、福祉バスは右側前輪を破損した事例でございます。また、事故当時、福祉バスに乗客はおらず、運転手にもけがはございませんでした。

2, 和解の相手方につきましては記載のとおりでございます。

3, 和解条項、(1)本事項に係る過失の割合は、町が2割、相手方が8割とし、各自負担額を相殺し、相手方は損害賠償金として5万9,435円を支払う。(2)町及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、何ら債権債務を有しない。(3)相手方は、その余の請求を放棄する。

報告は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 報告が終わりました。

○議長（大越勇一君） 日程第5、議案第69号 利根町職員の旅費に関する条例の一部を

改正する条例についてから日程第 8，議案第 72 号 利根町下水道条例の一部を改正する条例についてまでの 4 件を一括議題とします。

補足説明を求めます。

まず，議案第 69 号及び議案第 70 号について，総務課長松本浩睦君。

〔総務課長松本浩睦君登壇〕

○総務課長（松本浩睦君） それでは，議案第 69 号 利根町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして，補足して御説明申し上げます。

提案理由でございますが，国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことを受けて，国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに，事務負担軽減及び町費の適正な支出を図るための規定を整備する等の措置を講ずるため，利根町職員の旅費に関する条例の一部を改めたいので提案するものでございます。

それでは，次の 2 ページをお願いいたします。

今回の改正ですが，ほぼ全部を見直す内容になっておりますので，左側の改正後を使用して御説明させていただきます。

まず，第 2 条，用語の意義の下段，第 7 号になります。こちらは，旅行役務提供者として旅行代理店等を規定するものでございます。

次に，3 ページをお願いいたします。

第 3 条，旅費の支給の第 4 項に「職員が，当該職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ，公務の遂行を補助するため旅行した場合には，当該職員に対し，旅費を支給する。」規定を追加いたします。こちらは，公務の遂行を補助するため証人または参考人等として国の機関などから依頼され旅行した場合には，その職員に対し旅費を支給するという規定でございます。

次に，4 ページをお願いいたします。

第 8 項になります。こちらは，町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは，旅費の支給に代えて，当該旅行役務提供者に対し当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる規定でございます。

次に，中段，第 4 条の「旅行命令」に「等」を追加したのは，任命権者以外の機関からの旅行依頼によって行われることに対応するため追加したものでございます。

次に，1 ページ飛びまして，6 ページをお願いいたします。

第 6 条，旅費等の計算の第 1 項に「旅費は，旅行に要する実費を弁償するためのものとして」を追加しました。これまでどおり最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算した上で，旅行に要する実費で計算することになりました。

次に，7 ページをお願いいたします。

第 7 条，旅費の請求手続に，請求者として旅行役務提供者を追加するものでございます。

次に，8 ページをお願いいたします。

ここからは、これまで内国旅行の旅費と外国旅行の旅費に章立てを分けて、それぞれに旅費種目の内容を規定していましたが、旅行における本質的な差異は内国、外国といった旅行先の差異ではなく、移動、宿泊といった旅行形態の差異であるということで、内国旅行と外国旅行の章立てをなくし統合したものでございます。

まずは、第8条で鉄道賃、次のページで、第9条に船賃、第10条に航空賃をそれぞれ規定しております。

次に、10ページをお願いいたします。

第11条として、その他の交通費を規定しております。こちらは、鉄道、船舶、航空機以外の交通費になります。第1号では路線を定めて定期運行する乗合バスを、第2号ではタクシー等を、第3号ではレンタカー等を利用した移動に要する費用を規定しております。第4号の付随する費用は、レンタカー等を利用した際に要する駐車場代等を想定した規定でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

第13条、包括宿泊費でございますが、こちらは今までの規定になかったものですが、移動及び宿泊が一体となったもの、いわゆるパック旅行について支給する規定でございます。

下段、第14条、宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用を支払うものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

第15条、渡航雑費は、外国旅行に要する雑費の支給規定でございます。

次に、13ページをお願いいたします。

第16条、死亡手当は、職員の海外における死亡に伴う諸雑費に充てる費用の支給規定でございます。

第17条、退職者等の旅費は、退職者等の職員にも支給する規定でございます。

第18条、遺族等の旅費は、遺族に対しても旅費を支給する規定でございます。

次に、17ページをお願いいたします。

第20条、旅費の支給額の上限になりますが、それぞれ計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用のいずれか少ない額を合計した額を上限として支給する規定でございます。

次に、18ページをお願いいたします。

第23条、旅費の返納になりますが、規定に違反して旅費を受給した旅行者等に対して旅費の返納を求めるとともに、旅行者の給与等からの控除を可能とすることを定める規定でございます。

最後に、19ページをお願いいたします。

下段から附則となります。まず、施行期日として、この条例は来年度の令和8年4月1日から施行するものでございます。

次に、経過措置として、改正後の条例は施行日以後の旅行に適用し、施行日前の旅行については従前の例によるものでございます。

最後に、規則への委任を規定するものでございます。

議案第69号の補足説明は以上でございます。

次に、議案第70号 利根町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足して御説明申し上げます。

提案理由でございますが、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことを受けて、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減及び町費の適正な支出を図るための規定を整備する等の措置を講ずるため、利根町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改めたいので提案するものでございます。こちらは、先ほど御説明させていただきました一般職の旅費制度の改正に準じた常勤特別職の旅費改正をするものでございます。

それでは、次の2ページをお願いいたします。

一般職と異なる点で、第8条、旅費の額になります。第1項は、外国旅行の航空賃について、原則一般職が最下位の航空賃の支給に対して、常勤特別職は最上級の支給になります。ただし、運賃の等級が三つ以上に区分されているときは、最上級の直近下位の級の航空賃の支給になります。

次に、第2項は、旅費条例第12条の宿泊費において、一般職につきましては「規則で定める額」と規定しましたが、特別職の宿泊費につきましては「町長が別に定める」とする読替規定になります。

次に、第3項は、こちらの前2項以外の旅費の額は「一般職の例による」とするものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

附則となります。施行期日として、この条例は来年度の令和8年4月1日から施行するものでございます。

次に、経過措置として、改正後の条例は施行日以後の旅行に適用し、施行日前の旅行については従前の例によるものでございます。

議案第70号の補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第71号について、保健福祉センター所長山田博子君。

〔保健福祉センター所長山田博子君登壇〕

○保健福祉センター所長（山田博子君） 議案第71号 利根町健康増進等複合施設条例の一部を改正する条例につきまして、補足して説明いたします。

提案理由でございますが、利根町健康増進等複合施設の愛称の追加、令和8年4月1日より施設使用料を徴収するため、料金を定めたいので提案するものでございます。

2ページをお願いいたします。

それでは、新旧対照表により御説明をいたします。

第2条の名称及び位置につきましては、施設の愛称として「とねふれあいプラザ」を新たに加えるものでございます。こちらは、町民の皆様に長く愛され親しまれる施設となるよう、利用者及び町公式ホームページにより愛称を募集し、投票数の多かった名称の中から決定したものでございます。

次に、第4条の施設規定の改正につきましては、第2号「多目的室」を、三つの施設があることからそれぞれ施設の名称を追加し、「多目的室（サクラ、カンナ、ヨシキリ）」に改めるものでございます。

第4号から第7号の施設の名称の変更は、当初、コミュニティルームと展示室は事前申請を必要としない施設としていましたが、どちらも事前申請が必要な施設へ変更したことから、次の第6条の規定で事前申請の必要のない施設を規定しているため、第4条の第4号から第7号で規定していた各施設の順番を変更するものでございます。また、第9号、支援活動ルームは、当初キッズルームとして運営していた施設の一部を独立させて、子育てを支援する団体へ貸し出し、貸出し可能な施設として追加するものでございます。

次に、第6条の利用の申請及び許可の規定の改正につきましては、第4条の改正により、申請の必要のない施設を第6号から第8号としたことから、第6条の規定中「第4号」を「第6号」に改めるものでございます。

3ページをお願いいたします。

第7条の使用料の規定を追加するものでございます。使用料につきましては、別表として定めておりますので、最後に御説明させていただきます。

次に、この第7条の追加により各条を繰り下げるものでございます。

次に、第10条の使用料の減免の規定を追加するものでございます。第1号から第3号に該当するときは、それぞれ各号に定める率を乗じた額を減額または免除するものでございます。

次に、第11条の使用料の還付の規定を追加するものでございます。原則、使用料は還付しないものとしますが、町長が特別の事由があると認めるときは還付することができるものでございます。

次の条からは、第7条、第10条、第11条の追加により各条を繰り下げるものと、繰り下げる規定中の引用している条項を改正するものでございます。

次に、繰り下げた第15条の指定管理者が行う業務の規定の改正につきましては、第1項中「第3号」を追加しまして、令和8年度から施設の使用料を徴収するに当たり、「複合施設の使用料の徴収に関すること。」を業務として規定するものでございます。

次のページになります。

第2項を追加しまして、使用料を指定管理者の収入として収受させることを規定したものでございます。

次の条からは、第7条、第10条、第11条の追加により各条を繰り下げるものと、繰り下げる規定中の引用している条項を改正するものでございます。

次に、第7条に規定しました別表の使用料について御説明いたします。

それぞれの施設につきまして、利用時間及び使用料金を規定しております。

スタジオ、展示室、eスポーツベース、キッズルーム、支援活動ルームの利用は無料としております。

無料とした理由につきましては、スタジオは、トレーニングルームの奥にあるスペースでございますので、トレーニングルームを利用する際や気軽に軽運動をされる方などに利用していただけるよう、無料開放するものでございます。

展示室につきましては、個人、団体などで美術、工芸などされている方に無料で展示の機会を提供することにより、文化芸術活動の推進を図るものでございます。

eスポーツベースにつきましては、eスポーツの練習、体験ができる施設を無料で開放することにより、多世代交流や生涯スポーツの推進を図るものでございます。

キッズルーム、支援活動ルームは、子育て支援の施策として、子供たちが自由に遊べる施設、親子や子育て支援団体などが自由に活動できる施設として無料開放するものでございます。

次に、三つの多目的室、調理室、コミュニティルームにつきましては、生涯学習施設の使用料を参考にそれぞれ使用料金を規定しております。

次に、トレーニングルームは、1回につき100円とし、1回の利用は1時間以内としております。こちらは、令和6年度まで保健福祉センターで行ってございましたトレーニングにおいて1回100円としていたことや近隣自治体で運営しているトレーニング施設の料金を参考に設定したものでございます。

4ページの最終行から5ページをお願いいたします。

別表の備考になりますが、生涯学習施設と同様に、施設の使用に当たって使用料の支払い条件等を規定しております。

最後に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第7条の使用料の規定は令和8年4月1日から施行いたします。

議案第71号の説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第72号について、生活環境課長雑賀正幸君。

〔生活環境課長雑賀正幸君登壇〕

○生活環境課長（雑賀正幸君） それでは、議案第72号 利根町下水道条例の一部を改正する条例について、補足して御説明申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、現在、当町の下水道使用料金は、茨城県南水道企業団規約に基づき公共下水道の使用料の徴収を共同処理していることから、茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例（令和7年茨城県南水道企業団条例第8号）

により料金の徴収方法が毎月徴収から隔月徴収に改正されたため、下水道使用料に係る徴収方法を改めたいので提案するものでございます。

それでは、提案いたしました条例につきまして御説明をいたします。

2 ページを御覧ください。

使用料の徴収、第14条第2項でございますが、改正前の使用料は「毎使用月、その使用月における公共下水道の使用について納入通知書により徴収する。」としておりましたものを、改正後は「使用料は、納入通知書により隔月に徴収する。」に改め、「ただし、町長が必要があると認めたときは、この限りではない。」の文言を追加するものでございます。

附則といたしまして、第1項は施行日を定めており、令和8年4月1日から施行するものでございます。第2項は経過措置について定めており、改正後の規定は令和8年5月1日以後に料金の支払いを受ける権利が確定されるものに係る料金について適用し、この条例の施行の日から令和8年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定されるものに係る料金については従前の例によるとしております。

議案第72号の説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

議案第69号から議案第72号までの4件は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の12月10日に質疑、討論、採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開を11時とします。

午前10時48分休憩

午前11時00分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（大越勇一君） 日程第9、議案第73号 令和7年度利根町一般会計補正予算（第7号）から日程第14、議案第78号 令和7年度利根町下水道事業会計補正予算（第5号）までの6件を一括議題とします。

補足説明を求めます。

まず、議案第73号について、財政課長木村宜孝君。

〔財政課長木村宜孝君登壇〕

○財政課長（木村宜孝君） それでは、議案第73号 令和7年度利根町一般会計補正予算（第7号）につきまして、補足して御説明申し上げます。

5 ページをお願いいたします。

第2表継続費補正でございます。款9教育費，項4社会教育費，事業名，文化センター多目的ホール照明器具他更新工事，令和7年度から令和8年度までの2か年事業でございますが，入札による執行額確定により変更するものでございまして，変更前及び変更後の金額につきましては記載のとおりとなっております。

第3表繰越明許費でございます。款2総務費，項3戸籍住民登録費，事業名，戸籍事務費は，戸籍附票に係る標準準拠システム移行作業の完了が令和8年度となる見込みのため繰り越すものでございます。

款5農林水産業費，項1農業費，事業名，農林業近代化施設管理事業は，いわゆるキノコ栽培施設の解体工事費になりますが，設計見直し等によりまして工事完了が令和8年度になるため繰り越すものでございます。

6 ページからは，第4表債務負担行為補正でございます。今回計上しているほとんどの事項につきましては，令和8年度年度当初より業務が開始されることに伴い，今年度中に契約等の事務処理が必要なものとなります。こちらにつきましては，ほぼ例年どおりとなりますので，新規追加となるものにつきまして御説明させていただきたいと思っております。

10ページをお願いいたします。

上から四つ目，施設間ネットワークシステム更新賃貸借，令和7年度から令和13年度までで，限度額は1,481万7,000円でございます。施設間ネットワークシステムにつきましては，導入から6年が経過し，機器の更新が必要なことから計上するものでございます。

下から四つ目，住民情報システム機器賃貸借（住民登録用カードプリンタ）は，令和7年度から令和12年度までで，限度額は106万9,000円，外国人の転入手続の増加などにより，窓口用カードプリンターを1台増設し，窓口対応の効率化を図ります。今年度2月より導入のため，2か月分の賃貸借料につきましては，この後御説明いたします歳出予算のほうへ計上してございます。

12ページをお願いいたします。

上から五つ目，緊急通報システム設置・管理業務委託は，令和7年度から令和12年度までで，限度額は1,386万円，令和8年度から稲敷広域地方市町村圏事務組合で緊急通報業務が終了することに伴い，民間事業者へ当該業務を委託するものでございます。

その二つ下になります。高齢者等買い物弱者移動販売支援補助金，令和7年度から令和12年度までで，限度額1,000万円，事業の性質上，5年間の事業補助を担保するものでございます。

17ページをお願いいたします。

上から三つ目，小中学校学習支援システム利用料は，令和7年度から令和12年度までで，限度額は1,518万円，現在利用中の学習支援システムの期間満了に伴い新たに計上するものでございます。

次の小中学校校務支援システム賃貸借は、令和7年度から令和12年度までで、限度額は2,237万7,000円、こちらも賃貸借満了に伴い新たに計上するものでございます。

下から2番目、外国語指導講師派遣業務委託は、令和7年度から令和10年度までで、限度額は4,241万2,000円、当該業務委託につきましては、今年度3年目で、委託期間満了となるため新たに計上するものでございます。

23ページをお願いいたします。

下から二つ目、図書館システム機器賃貸借は、令和7年度から令和12年度までで、限度額1,790万9,000円で、当該機器賃貸借の期間満了に伴い、新たに計上するものでございます。

24ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更となります。L G W A N系ネットワーク機器賃貸借は、今年度導入時期が1か月後になったことに伴い、その分を限度額へ組み替えるものでございます。今年度の減額分につきましては、後ほど御説明いたします歳出で減額計上してございます。

25ページお願いいたします。

第5表地方債補正でございます。過疎対策事業債は、事業費確定等に伴い限度額を変更するもので、補正後限度額は6億9,770万円、それ以外の起債の方法、利率、償還方法につきましては変更はございません。

29ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、特別交付税23万5,000円の増、こちらは歳出で御説明いたします地域おこし協力隊に係る経費分の増額となります。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金、老人保護措置費徴収金は9万1,000円の増、保護措置に係る自己負担分となります。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、子どものための教育・保育給付費交付金は2,909万6,000円の増、歳出で御説明いたします保育所委託料支給事業及び施設型給付費支給事業に係る国庫負担分となります。

項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金は1,788万9,000円の増、主な内容につきましては、こども家庭センター設置に係る人件費等が補助対象となったことによるものでございます。

地域診療情報連携推進費補助金は12万1,000円の増、オンライン資格確認実施に伴う医療福祉システム改修に係る補助金で、補助率は2分の1となっております。

目3衛生費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金は14万7,000円の減、衛生費において計上していた事業の一部を民生費へ組み替えたことによるものでございます。

款15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、子どものための教育・保育給付費負担金は1,056万4,000円の増、先ほどの国庫負担金同様、保育所委託料支給事業及び施設

型給付費支給事業に係る県負担分となります。

項2 県補助金、目2 民生費県補助金、子ども・子育て支援交付金550万7,000円の増、先ほどの国庫補助金同様、こども家庭センター設置に係る人件費等が補助となったことによる県負担分でございます。子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金134万3,000円の増、1号認定施設型給付費の地方単独費用分で、公定価格が上がったことによるものでございます。

目3 衛生費県補助金、予防接種事故対策費補助金は3万円の増、予防接種事故障害年金給付額増によるものでございます。子ども・子育て支援交付金7万3,000円の減、国庫補助金で御説明のとおり、一部事業について民生費へ組み替えたことによるものでございます。

30ページをお願いいたします。

款16財産収入、項1 財産運用収入、目2 利子及び配当金、財政調整基金利子4万8,000円の減、利根町地域福祉基金利子8,000円の減、新利根川治水対策整備基金利子1万7,000円の減、いずれも利子確定によるものでございます。

項2 財産売却収入、目1 不動産売却収入、土地売却収入は1,204万2,000円の増、今定例会に上程しております議案第79号 財産の処分についてに関連いたしますが、日本ウェルネススポーツ大学第2キャンパス、いわゆる旧布川小学校の敷地のうち、校舎の底地部分売却代金となります。

款17寄附金、項1 寄附金、目2 総務費寄附金、がんばる利根町応援寄附金は1,200万円の増、ふるさと納税寄附額の見込み増によるものでございます。

款18繰入金、項1 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金は2,934万1,000円の減、歳入補助金による一般財源との組替え及び歳出減額などによる繰戻し分となります。

目4 がんばる利根町応援基金繰入金12万8,000円の減、充当先の事業費確定によるものでございます。

項2 特別会計繰入金、目4 後期高齢者医療特別会計繰入金323万2,000円の増、令和6年度精算による一般会計への繰戻し分となります。

款21町債、項1 町債、目1 過疎対策事業債、観光施設整備事業は利根親水公園第2駐車場整備工事完了により50万円の減、生涯学習施設整備事業は2,110万円の減で、内訳は旧文小学校体育館改修設計で450万円の増、文化センター多目的ホール照明改修工事で2,560万円の減、次のページ、学校施設整備事業は430万円の減で、内訳は利根小学校家庭科室改修工事で320万円の減、利根中学校屋外バスケットボール更新工事で10万円の減、利根中学校給食室真空冷却器更新工事で100万円の減となっておりましてございます。

32ページをお願いいたします。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

款1 議会費から款9 教育費までの職員給与費につきましては、10月1日付人事異動及び

新規職員採用などに伴い、給与、職員手当等共済費を現配置職員の金額に合わせるため増減をしております。こちらにつきましては、説明のほうを割愛させていただきます。

款 1 議会費，項 1 議会費，目 1 議会費，事務局費，印刷製本費は14万3,000円の減，議会広報の事業費確定によるものでございます。

33ページをお願いいたします。

款 2 総務費，項 1 総務管理費，目 2 秘書広聴費，特別職事務費，負・補・交，研修会負担金は20万円の減，県南町村会事務局が阿見町へ変更になったことに伴い，視察研修随員職員 2 名分の負担金を減額するものでございます。

目 3 財政管理費，がんばる利根町応援寄附募集事業は全体で777万円の増，ふるさと納税寄附額の増による関連経費及び返礼品の定期分の増などによるものでございます。

目 5 財産管理費，町有財産管理，町有地維持管理工事は145万2,000円の増，柳田國男記念公苑裏手の町有地樹木が倒木のおそれがあることから，強剪定を行うものでございます。34ページにまたがりますが，負・補・交の取手市医師会貸付地負担金は15万8,000円の増，医師会病院敷地内のナラ枯れによる伐採工事に当たり，共有持ち分で案分した費用を負担するものでございます。

目 7 地域振興費，地域おこし協力隊活動事業，地域おこし協力隊サポート業務委託 8 万 6,000円の増，1 月から採用予定の多文化共生担当 2 名分のサポート料 3 か月分となります。こちらは特別交付税措置でございます。

目 9 情報化推進費，電子自治体推進事業，通信運搬費 6 万1,000円の増，利用料値上げ等によるものでございます。

住民情報系システム管理事業は，行政オンライン手続き連携サーバ設定変更業務委託で66万円の増，医療福祉システムのPMHとの連携対応におきまして，行政オンライン手続きの連携サーバーの設定変更作業が必要となることから計上するものでございます。

ネットワークシステム管理事業は，L G W A N系ネットワーク機器賃貸借で14万1,000円の減，債務負担行為で御説明いたしました，導入が1 か月ずれたことにより現年度分の賃借料を減額するものでございます。

35ページをお願いいたします。

項 2 徴税费，目 2 賦課徴収費，徴収事務費は手数料80万円の増，相続財産清算人選任申立てに伴う裁判所への予納金となります。

36ページをお願いいたします。

項 3 戸籍住民登録費，目 1 戸籍住民登録費，住民登録費，住民情報システム機器賃貸借（住民登録用カードプリンタ）は 3 万7,000円の増，債務負担行為でも御説明いたしました，外国人の転入手続増加などにより，窓口用カードプリンターを 1 台増設するもので，今年度は 2 月からの 2 か月分の計上で，契約は60か月の債務負担となつてございます。

款 3 民生費，項 1 社会福祉費，目 1 社会福祉総務費，地域生活支援事業，日中一時支援

費は96万8,000円の増、利用件数増加によるものでございます。

37ページにまたがります。

目2 老人福祉費、老人福祉週間記念事業7万8,000円の減及び敬老会開催事業2万5,000円の減、いずれも事業費確定によるものでございます。

目5 医療福祉費、医療福祉事業、医療福祉システム改修業務委託は24万2,000円の増、オンライン資格確認実施に伴うシステム改修費で、2分の1国庫補助となります。過年度医療福祉費県補助金返還金は138万2,000円の増、令和6年度精算による過大交付分の返還となります。

目7 介護保険費、介護保険特別会計繰出金は46万2,000円の減、内容は、介護保険システム介護情報基盤対応業務委託が令和8年度以降の対応となったことで55万円の減、介護報酬改定に伴うシステム改修費で8万8,000円の増でございます。

38ページをお願いいたします。

項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費、要保護児童対策事業、過年度子ども子育て支援交付金返還金（子育て短期支援事業分）は5万3,000円の増、令和6年度精算による過大交付分の返還となります。

なお、児童福祉総務費につきましては、歳入でも御説明いたしましたが、こども家庭センター設置に伴う人件費等につきまして補助対象となったことから、一般財源より組替えを行っております。

39ページにまたがります。

目2 児童措置費、保育所委託料支給事業、保育所委託料は180万6,000円の増、公定価格処遇改善等加算額及び利用児童数の増加によるものでございます。

保育所等補助金事業、負・補・交の地域子育て支援拠点事業費補助金は30万9,000円の増、文間保育園設置のとなね子育て支援センターへの補助基準額の一部改正によるものでございます。過年度子ども子育て支援交付金返還金（保育所等補助金事業分）は253万8,000円の増、令和6年度精算に伴う過大交付分を返還するものでございます。次の過年度児童手当交付金返還金73万円の増につきましても、令和6年度精算に伴い、過大交付分を返還するものでございます。

施設型給付費支給事業、施設型給付費は3,486万6,000円の増、保育所委託料同様、公定価格処遇改善等加算額及び利用児童数の増加によるものでございます。

目3 放課後児童健全育成事業費、放課後児童対策事業、会計年度任用職員の期末及び勤勉手当合わせて7万8,000円の増、改定前報酬を基に手当を算出していたため、不足見込額を増額するものでございます。また、光熱水費は3万4,000円の増、児童クラブ電気料の増加によるものでございます。

40ページをお願いいたします。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費、保健衛生事務費、健康管理システ

ム改修業務委託は55万円の減、国の説明会におきまして次年度以降の改修となったことによるものでございます。

母子保健事業、健康管理システム改修業務委託46万2,000円の減、こちらシステム改修が次年度以降となったことによる減額でございます。過年度未熟児養育医療費等国庫負担金返還金は8万4,000円の増、令和6年度精算に伴う過大交付分の返還となります。

目2 予防費、予防接種事業は、予防接種事故障害年金が4万1,000円の増、令和7年4月より障害年金給付額等が引上げになったことによるものでございます。過年度感染症予防事業等補助金返還金31万7,000円の増、令和6年度精算に伴う過大交付分の返還となります。

目4 健康増進等複合施設運営費、健康増進等複合施設運営事業、レジスター購入で8万6,000円の増、次年度有料化に向け購入するものでございます。

42ページをお願いいたします。

款5 農林水産業費、項1 農業費、目3 農業振興費、がんばる農業者等支援事業、がんばる農業者等支援事業助成金は489万8,000円の減、今年度助成予定の3件のうち、2件が辞退、1件も助成実績に応じそれぞれ減額するものでございます。

目7 親水公園費、利根親水公園維持管理事業、利根親水公園第2駐車場整備工事は2万9,000円の減、財源の過疎対策事業債は附帯工事分を抜いた本体工事分のみの借入れとするため、財源の組替えを行ってございます。

43ページをお願いいたします。

款7 土木費、項3 都市計画費、目2 公園費、公園事務事業、都市公園遊具修繕工事は11万9,000円の減、こちらは事業確定による減額でございます。

目3 下水道費、公共下水道事業会計負担金、こちらは議案第78号、利根町下水道事業会計補正予算（第5号）で説明がございしますが、負担金と補助金を組み替えるためそれぞれ増減するものでございます。

44ページをお願いいたします。

款9 教育費、項1 教育総務費、目5 総合教育センター費、総合教育センター管理事業、手数料9万4,000円の増、総合教育センター内残置物、ブラウン管テレビ3台のリサイクル料、古タイヤ37本の処分手数料となつてございます。

項2 小学校費、目1 学校管理費、小学校施設管理事業、利根小学校家庭科室改修工事は312万1,000円の減、こちらは事業費確定による減額でございます。

45ページをお願いいたします。

項3 中学校費、目1 学校管理費、中学校施設管理事業、利根中学校屋外バスケットゴール更新工事は7万7,000円の減、事業費確定による減額でございます。

目3 学校給食費、中学校給食設備管理事業、利根中学校給食室真空冷却器更新工事は105万円の減、こちらも事業費確定による減額でございます。

項4 社会教育費，目1 社会教育総務費，国際交流・多文化共生推進事業，地域おこし協力隊業務委託は15万円の増，こちらは報酬改定により1月から活動予定の隊員2名分の増額分の計上となっております。こちらでも全額特別交付税の措置でございます。

46ページにまたがります。

目2 文化センター費，文化センター管理事業，文化センター多目的ホール照明器具他更新工事は2,565万2,000円の減，継続費補正で御説明のとおり，入札による執行額確定による減額でございます。

文化芸術事業，印刷製本費2万3,000円の減，文化センター秋のコンサート出演業務委託10万1,000円の減，いずれも事業費確定による減額でございます。

目7 柳田國男記念公苑費，柳田國男生誕150周年記念事業は全体で21万5,000円の減，こちらは兵庫県福崎町で8月に開催の柳田國男ゆかりサミットへの参加予定でしたが，台風接近を考慮し参加を取りやめたことによる旅費等の関連経費となります。

目8 図書館費，図書館管理・運営事業は103万2,000円の減，図書館用務員1名が雇用でなかったことによる会計年度任用職員報酬及び通勤費の減額となります。

項5 保健体育費，目1 保健体育総務費，町民運動会事業は全体で54万9,000円の減，事業費確定による減額でございます。

スポーツ推進委員事業，関東スポーツ推進委員研究大会負担金は3万6,000円の減，こちらは不参加によるものでございます。

レクリエーション事業は全体で3万7,000円の減，事業費確定による減額でございます。48ページにまたがります。

地域クラブ活動推進事業，指導者謝金は45万7,000円の減，夏季に熱中症対策による活動の中止等によるものでございます。また，コーディネーター謝礼は7万5,000円の減，こちらは6月から10月は日本ウェルネススポーツ大学学生に指導者の補助員を依頼しなかったことによる減額分でございます。

款10 公債費，項1 公債費，目1 元金，公債費元金償還金，消防債は2万円の減，令和6年度借入れ分の利率確定によるものでございます。臨時財政対策債は53万4,000円の減，平成27年度借入れ分の利率見直しによるものでございます。災害援護資金貸付事業債は356万6,000円の減，令和8年3月償還額確定によるものでございます。

目2 利子，公債費利子償還金，消防債は4万7,000円の増，令和6年度借入れ分の利子確定によるものでございます。臨時財政対策債は117万円の増，平成27年度借入れ分の利率見直しによるものでございます。過疎対策事業債173万1,000円の増，令和6年度借入れ分の利子確定によるものでございます。

款11 諸支出金，項1 基金費，目1 財政調整基金から49ページの目3 新利根川治水対策整備基金費まで，こちらは歳入でも御説明いたしましたが，利子確定によりそれぞれ減額してございます。

がんばる利根町応援基金費，がんばる利根町応援基金積立金は1,200万円の増，歳入で御説明いたしましたがんばる利根町応援寄附金の増額に合わせ，同額を積み立てるものでございます。

以上，議案第73号 令和7年度利根町一般会計補正予算（第7号）につきまして，補足して御説明いたしました。

○議長（大越勇一君） 次に，議案第74号について，保険年金課長兼国保診療所事務長古山栄一君。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長古山栄一君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（古山栄一君） それでは，議案第74号 令和7年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして，補足して御説明を申し上げます。

初めに，事業勘定から申し上げます。

4ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為補正でございます。こちらは令和8年4月より業務を実施したいため債務負担を行うもので，事項，期間，限度額はそれぞれ記載のとおりでございまして，4月1日から経常的に実施するものでございます。

続きまして，6ページをお願いいたします。

歳入でございますが，款4繰入金，項2基金繰入金，目1財政調整基金繰入金は33万6,000円を増額するもので，今回の補正の歳入歳出差額を基金から取り崩すものでございます。

次に，歳出でございますが，款7諸支出金，項1償還金及び還付加算金，目3償還金は33万6,000円を増額するもので，前年度の特別交付金の確定に伴い，返還金が発生したため茨城県へ返還するものでございます。

事業勘定は以上でございます。

続きまして，施設勘定について御説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為補正でございます。こちらは事業勘定と同様に令和8年4月から業務を実施したいため債務負担を行うもので，事項，期間，限度額はそれぞれ記載のとおりでございまして，4月1日から経常的に実施するものでございます。

続きまして，最後の12ページをお願いします。

歳入でございますが，款4繰入金，項2基金繰入金，目1財政調整基金繰入金は823万9,000円を増額するもので，今回の補正の歳入歳出差額を基金から取り崩すものでございます。

次に，款7町債，項1町債，目1過疎対策事業債は1,110万円を減額するものです。今年度実施した診療所LED照明改修工事につきまして，当初，過疎対策事業債を財源とす

る予定でしたが、国保診療所の財政調整基金の積立てにより賄うこととしたため減額するものでございます。

次に、歳出でございます。款 1 総務費、項 1 施設管理費、目 1 一般管理費は286万1,000円を減額するものです。

内訳としましては、節12委託料は契約差金の発生に伴う減額で、25万4,000円を減額するものです。次の節14工事請負費は、診療所LED照明改修工事の確定に伴い、契約差金発生に伴う減額でございます。

議案第74号の補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第75号について、生活環境課長雑賀正幸君。

〔生活環境課長雑賀正幸君登壇〕

○生活環境課長（雑賀正幸君） それでは、議案第75号 令和7年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）について、補足して御説明申し上げます。

2ページを御覧ください。

第1表になります。こちらは、令和8年4月より業務を実施したいため債務負担行為を行うものでございます。

利根町営霊園環境整備業務委託は、霊園内の清掃及び除草等の業務委託で、期間といたしましては令和7年度から令和8年度まで、限度額は410万円でございます。

議案第75号についての補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第76号について、福祉課長服部 豊君。

〔福祉課長服部 豊君登壇〕

○福祉課長（服部 豊君） それでは、議案第76号 令和7年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、補足して御説明申し上げます。

議案書の4ページをお開き願います。

第2表債務負担行為でございます。こちらは、令和8年4月から業務を実施するため債務負担を行うものでございます。

新規事項の主なものにつきまして、御説明させていただきます。

上から4番目の高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託でございますが、現行の計画が令和8年度で計画期間が満了することに伴い、次期計画の策定業務を委託するものでございまして、期間は令和7年度から令和8年度まで、限度額は541万2,000円とするものでございます。

次に、下から2番目の介護予防対象者把握事業業務委託でございますが、生活機能が低下している方を早期発見、早期介入することで要支援及び要介護状態に陥ることを予防するために、生活機能基本チェックを実施し対象者を把握する業務を委託するもので、期間は令和7年度から令和8年度まで、限度額は470万8,000円とするものでございます。

次に、健康増進トレーニング講師派遣業務委託でございますが、65歳以上の運動制限の

ない方に対し加齢により衰えやすい筋肉を鍛える運動機器を使用したトレーニング事業、また、トレーニングルーム利用希望者へ利用開始前の指導としてスタートアップ講座を実施する講師の派遣業務を委託するものでございます。また、期間は令和7年度から令和8年度まで、限度額は495万円とするものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

款3 国庫支出金，項2 国庫補助金，目6 介護保険事業費補助金で8万8,000円を増額するものでございます。こちらは、令和7年度税制改正に伴う介護保険料等の所得基準見直しに伴い、介護保険システムの改修費用の2分の1に相当する額を国が補助するものでございます。

次に、款6 繰入金，項1 一般会計繰入金，目2 一般会計繰入金で46万2,000円を減額するものでございます。こちらは、国の介護保険情報基盤への対応スケジュールが令和8年度以降になったことに伴い、介護保険システムの改修が今年度は不要となったため減額するものでございます。

続きまして、歳出でございますが、8ページをお願いいたします。

款1 総務費，項1 総務管理費，目1 一般管理費で37万4,000円を減額するものでございます。こちらは、令和7年度税制改正に伴う介護保険料等の所得基準見直しに伴い、介護保険システムの改修業務の委託料を17万6,000円増額するものと、国の介護保険情報基盤への対応スケジュールが令和8年度以降となったことに伴い、介護保険システムの改修が今年度は不要となったため、介護保険システムの介護情報基盤対応業務の委託料を55万円減額するものでございます。

議案第76号の補足説明につきましては以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第77号について、保険年金課長古山栄一君。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長古山栄一君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（古山栄一君） それでは、議案第77号 令和7年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足して御説明を申し上げます。

最後の4ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款5 諸収入，項3，目3 雑入で323万2,000円を増額するもので、前年度の保険料及び医療費負担金の確定に伴う精算金でございます。

次に、歳出でございますが、款3 諸支出金，項2 繰出金，目1 一般会計繰出金で323万2,000円を増額するもので、歳入で御説明いたしました精算金を一般会計へ返還するものでございます。

議案第77号の補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第78号について、生活環境課長雑賀正幸君。

〔生活環境課長雑賀正幸君登壇〕

○生活環境課長（雑賀正幸君） それでは、議案第78号 令和7年度利根町下水道事業会計補正予算（第5号）について、補足して御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

第1条、令和7年度利根町下水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の補正、第4条、他会計からの補助金の補正につきましては、後ほど9ページからの令和7年度利根町下水道事業会計補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

第3条、債務負担行為、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものでございます。ポンプ施設点検管理業務委託、限度額171万6,000円、下水道公営企業会計支援業務委託、限度額217万8,000円、消費税申告支援業務委託、限度額49万5,000円、期間はいずれも令和7年度から令和8年度まででございます。

次に、9ページを御覧ください。

収益的収入及び支出でございます。

収入につきましては、款1下水道事業収益、項1営業収益、目2他会計負担金37万3,000円を増額するもので、一般会計からの負担金として雨水支払利息分32万円と、この後支出のほうで御説明いたします総係費、光熱水費5万3,000円を増額によるものでございます。

次に、項2営業外収益、目2他会計負担金207万7,000円を増額するもので、高度処理に要する費用として一般会計からの負担金を増額するものでございます。

次に、目3他会計補助金245万円を減額するもので、補助金から負担金への予算科目の組替えをしたためのものでございます。

次に、目6長期前受金戻入296万6,000円を増額するもので、節、他会計補助金戻入、受益者負担金・分担金戻入額の確定によるものでございます。

次のページを御覧ください。

支出につきましては、款1下水道事業費用、項1営業費用、目6総係費5万3,000円を増額するもので、雨水電気料として四季の丘調整池配電盤電気料について予算額が不足したため増額するものでございます。

次に、目8減価償却費8万4,000円を増額するもので、節、有形固定資産減価償却費及び無形固定資産減価償却費の確定によるものでございます。

また、4ページ以降8ページまでの補正予算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、債務負担行為に関する調書、予定貸借対照表につきましては、今回の補正予算に伴う既決予定額の変更、財務書類の変更等の説明書類となりますので、こちらも御参照いただければと思います。

議案第78号についての説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

議案第73号から議案第78号までの6件は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の12月10日に質疑、討論、採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君） 日程第15、議案第79号 財産の処分についてを議題とします。

補足説明を求めます。

財政課長木村宜孝君。

〔財政課長木村宜孝君登壇〕

○財政課長（木村宜孝君） それでは、議案第79号 財産の処分について、補足して御説明申し上げます。

こちらは、提案理由にもございますとおり、学校教育法に基づく大学校地として使用するため適正な価格より減額して譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものでございます。

1といたしまして、処分する財産は、旧布川小学校跡地で、令和5年度処分時、今回処分する部分を分筆するに当たり、境界確認に時間を要することとなったため当時処分できなかった部分の土地となります。今年度分筆が完了したため、当該部分を処分するものでございます。

なお、面積は記載のとおりで、場所は参考資料の7ページの枠でくくってある部分でございます。

2といたしまして、処分金額は1,204万3,527円でございます。こちらは払下げ後も大学の校地として使用することでありまして、引き続き災害時避難所や地域住民への学校開放など町の事業に協力をいただけるものでございます。そのため、処分の金額の算定につきましては、令和5年度に払い下げました同校と同様に、今回の売却におきましても国有財産特別措置法第3条の規定によりまして、鑑定評価額から5割減額して算定してございます。

3といたしまして、契約相手方は、東京都板橋区成増一丁目12番19号、学校法人タイケン学園、理事長柴岡三千夫でございます。

また、本契約の締結日でございますが、参考資料、普通財産売買契約書の4ページから5ページ、第27条に規定されておりますとおり、本件財産につきまして、地方自治法第96条第1項第6号に基づく利根町議会の議決後に契約が成立するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

6 番 峯山典明君。

○6 番（峯山典明君） 6 番 峯山典明でございます。質疑させていただきます。

まず一つ目に、私立学校法第25条では、学校法人は学校経営に必要な財産を有することが求められております。今回の底地売却が大学経営の安定に資する一方で、町にとって町有財産を手放すことにもなります。こちらの双方のメリット、デメリットをどのように比較されたのか伺います。

そして質問二つ目、日本ウェルネススポーツ大学が日本高等教育評価機構による令和6年度の認証評価において不適合とされたことは御存じだと思いますが、実績として今後どのような経済効果を得られるのかどうか、町がどのように把握しているのか、また検証を行ったのか伺います。

続きまして、将来的に大学運営に変更や撤退等が生じた場合を想定した契約上の安全措置、こちらの内容がもしございましたら伺います。

次に、今回の売却価格について、鑑定評価額の金額及び売却の算定方法について伺います。

次に、今回の金額の根拠、こちらについても説明を求めます。

次に、学生数の推移、留学生の数、経営状況、これらについて町として情報の整理、評価をどのように行っているのか伺います。

次に、文部科学省は、専修学校や各種学校の措置基準の見直しを行い、地域の実態や特別の事情がある場合に長期にわたって安定して使用できる条件を取得していれば借用を認めるという弾力的な運営基準を示しておりますが、利根町はこの基準を採用することは考えているのか、また考えなかったのかどうか伺います。

次に、2011年の誘致時に説明されていた学生1,000人規模のスポーツ系4年制大学という内容と現在の大学の運営の状況に相違があるかと思いますが、町として誘致当時と現在の違いをどのように評価しているのか伺います。

次に、前回売却が行われました令和6年3月のときと、その後留学生の数の推移、また今年度に入っても変化がございます。当初の説明と現在の実情の乖離をどのように評価されているのか、見解を伺います。

以上です。

○議長（大越勇一君） 峯山典明君の質疑に対する答弁を求めます。

財政課長木村宜孝君。

○財政課長（木村宜孝君） すみません、質疑がたくさんございましたので、一部抜けていたら御指摘ください。

まず、売却に伴うメリット、デメリットでございますが、基本的には、令和6年第1回

定例会 3 月議会で当時の財政課長から答弁させていただいた内容に準拠するものでございます。今回は、冒頭で補足説明でも申し上げましたとおり、当時本来であれば一括して売却する予定だった土地につきまして、一部分筆に当たりまして境界確定の境界立会いが取れなかった部分がございます。法務局のほうへ筆界特定の申請を出して境界を確定させていただきまして分筆に時間を要したことにより、今回、当時売却できなかった部分を売却するものでございます。ですから、本件につきましては、基本的には令和 6 年 3 月に当時の財政課長が答弁させていただいた内容が、そのまま準拠されるものと存じ上げてございます。

まず、メリット、デメリットでございますが、当時もお答えしてございますが、安定的な大学経営のためには、校地という部分につきましては自己所有のほうが好ましい、原則として自己所有ということになってございまして、例外規定といたしまして、公共の用地であれば長期間の賃貸借契約を結んでいる場合には例外措置として認められていた部分で、今まではこれに基づきまして賃貸借で学校のほうを運営されていたということでございますが、今後長いこと学校のほうを運営するに当たりまして、校地は自己所有であったほうが安定的な経営に資するだろうということでございます。

デメリットにつきましては、その間の賃借料があと 14 年ちょっと残っている部分でございますが、そちらの部分の歳入が目減りするということかなというふうに認識してございます。

また、学校の不適合の部分につきましては、当賃借と売買の絡みから直接関係ないものと私のほうは認識してございます。今後も、この売却によりまして大学が安定的に運営していただけるよう、その基盤づくりの土台として資するものになればというふうに考えてございます。

また、この金額の根拠でございますけれども、不動産鑑定の価格に基づいて出しておりますけれども、基準額につきましては、令和 6 年 3 月議会に上程したときの評価額をそのまま引用させていただいております。根拠といたしましては、本来であればその当時に売却できたものを都合により分筆のほうが遅れたということでございますので、当時の基準額を引用するのが好ましいと考えてございます。

また、学生の推移などにつきましては、当方では直接関知してございませんが、議会の一般質問等で外国人留学生の話とかよく質問で出されて町のほうからもお答えしているとおりでございまして、外国人留学生の数が増えているということではございますけれども、それも含めまして、大学経営のほうを安定的、長期的に行っていただくように町としては望むところでございます。

あと借用基準の準用につきましても、先ほど申し上げましたとおり、実際には原則として校地は自己所有ということになってございますので、本来の姿に戻るべきなのかなというところで売却は妥当だと考えてございます。

似たような答弁になると思うのですけれども、1,000人規模のスポーツ大学ということで現状どうなのかということでございますけれども、これは私からお答えすることではないかなと思うのですけれども、大学の形態というのは日に日に、その時々によって変わっていくものもあるのかなと思ってございますので、それを含めまして、再三申し上げており、大学が長期にわたって安定的な経営をなされるように町としてはバックアップしていく、その一環として、今回、評価額よりも5割下げて売却するというところで提案させていただいているものでございます。

すみません、質問のほう何点かもしかしたら飛ばしているかもしれないですけれども、おおよそそういうことでございます。

○議長（大越勇一君） 6番 峯山典明君。

○6番（峯山典明君） 2回目の質疑をさせていただきます。

今回、安定的な経営をとということですけれども、安定的な経営というものが重要視される以上、不適合認定を受けてしまったということはすごく私の中では不安でございます。こちらが関係あるのか関係ないのかで言えば、関係ないと思いますけれども、こちら質疑なので、一般質問ではないので、こちらに関しては除かせていただきます。

また、当時の学生数1,000人規模でスポーツ大学の4年制というところで契約をしております。今回の契約内容は、その当時のものに遵守して、なおかつ令和6年3月議会ということですが、そうすると整合性が取れないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 峯山議員に申し上げます。質疑が分からない、聞こえづらいので、マスクを外してはっきり言ってもらってよろしいですか。もう一度お願いします。

○6番（峯山典明君） では、質疑をもう少し分かりやすく。今回通告していないので、私も今ここで考えながらしゃべっているのですが、そちらに関しては御容赦いただければと思います。

令和6年3月のときの内容ということであれば、その当時と状況が変わっているのですが、なかなかそこは難しいという話でございます。そこについてどう評価しているのかなということでございます。

○議長（大越勇一君） 財政課長 木村宜孝君。

○財政課長（木村宜孝君） 去年3月と状況が変わっているということでございますけれども、外国人留学生が増えていたり、その学生の中身、学校の中身は多少その当時と違うのかもしれませんが、実際に学校経営において学校法人のタイケン学園が運営しているという事実は変わってございませんし、今の旧布川小学校、ウェルネスの第2キャンパスが学校としてその用途に変更が生じているということは認識してございませんので、そのまま当時の契約内容を準拠するので問題ないのかなと考えます。

○議長（大越勇一君） 6番 峯山典明君。

○6番（峯山典明君） 最後の質疑をさせていただきます。

2点だけ。まず一つが、今後も日本ウェルネススポーツ大学は安定した経営が望めるということでのよろしいのか、考えているのか。そして二つ目が、避難所になっておりますけれども、この避難所としての機能、こちらにも長期的に有することを町は十分問題ないと認識しているのかどうか。以上、2点伺います。

○議長（大越勇一君） 財政課長木村宜孝君。

○財政課長（木村宜孝君） 大学の経営につきましては、財務書類を私のほうで確認しているわけではございませんので、何とも申し上げられない部分ではございますけれども、留学生が増えていたり、スポーツの大学として非常に活躍されているということで、経営上は問題ないのかなと考えてございます。

また、避難所等の機能につきましても、町との協定に基づきまして、そちらの部分は全く今回変更等ございませんので、これまでどおり非常時の避難所として、今回は底地の部分でございましてけれども、実際に避難場所として提供されるのは校舎部分や体育館という部分だと思っておりますけれども、こちらにつきまして変更等はございませんので、これまでどおり継続するものということで御認識いただいて大丈夫だと思います。

○議長（大越勇一君） 8番井原正光君。

○8番（井原正光君） 二、三お聞きいたします。

まず、大学の用地として使用するために譲渡したい、この理由ですけれども、これは大学側が使用したいということなので、町としてはどういうふうに考えるのか、そこら辺がちょっと分からない。

もう一つは、布川台1709番の2の一部について今回処分するということですが、この一部については登記簿面積、処分面積ありますけれども、どのように求積したのか。我々議会に財産の処分を提出する場合、まず求積図を示すのが普通だろうと思うけれども、なぜこれを提出しないのかその辺の理由を、理由というか、なぜ提出しないのか、あやふやなのかお聞きしたい。

○議長（大越勇一君） 井原正光君の質疑に対する答弁を求めます。

財政課長木村宜孝君。

○財政課長（木村宜孝君） まず1点目、町としてそれを譲渡することはどうなのかということですが、再三申し上げましているとおおり、原則論といたしましては、学校用地につきましては法人が所有するということが前提でございます。その前提に戻りまして今回処分するものでございますけれども、令和6年3月議会の際に当時の財政課長も答弁しておりますが、当時、学校開設時、本来であれば学校用地につきまして、今回売却する部分を含めまして、学校の校舎底地につきましては同時に売却するような話でございましたが、当時の大学の財務状況の負担を考慮して30年の賃借契約ということで結ばせていただいて、資金が確保できた後に売却するという旨の話になっていたということに基づき

まして、今回、そういった大学側の資金のほうのめどが立ったということで売却するものでございます。

また、この図面ですけれども、添付させていただいた参考資料のほうでお示ししている部分ですけれども、実際現場に行っていいただければ議員の皆様よくお分かりだと思いますけれども、実際に校舎の南側にフェンスが設置されていると思います。そこが賃借部分と町で管理している部分の境界となります。今回、そのフェンスがある部分、校地の部分について売却するもので、図面上はこういった簡易なものになってございますけれども、実際に今まで賃借契約を結んでいた部分をそのまま売却するということなので、これで御理解いただきたいと思います。

○議長（大越勇一君） 8番井原正光君。

○8番（井原正光君） 町の財産を処分する、売却するに当たって、議会に求積図も示さないで、ただ、あそこがこうだろうから皆さん頭の中でこういうふうと考えてほしいよと、そういうことで財産処分できますか。もう少し資料として提出してくださいよ。以前に我々に示された図面というのは、ただこれだけ、ここですよと、実に不明瞭なのです。そういう意味でも、もう一度、なぜその図面を提出しないのか。

要するに、境界が決まっていないのでしょうか。決まっていないということは、面積の算出ができないということじゃないですか。質疑なので控えますけれども、答弁できれば答弁してください。

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） 私も議会議員のとき、これ実際問題3回目なのです。今、課長のほうから言いましたように、大分前、お金が、資金繰りが苦しいので、資金が用意できたら買うというのは、前回もその前も、井原議員は最初するときなどは何もなく賛成してくれましたので、2回目も、あのときは佐藤議員とか本谷議員があああの辺の住宅地図をもって反対、反対と言ったけれども、あのときも理由を説明して賛成してもらったと。

文部科学省は、基本的に自分の財産で運営しなさいということになっているわけです。私も調べて、そういうのがあるのだなと。前回、議員のときにそれで納得したわけですが、それを踏まえて1回目も売却した、2回目も売却したと。3回目は、今この土地の上に校舎が建っているわけです。それが、さっきも説明したように資金繰りもできて、文部科学省の自分の土地で運営しなさいという要求にかなうということでこれをやったということでございまして、もっと細かい地図をとというのは確かにそのとおりですが、申し訳ないですけれども、1回目と2回目と同じようなやり方で、今回3回目もやってしまったということでございます。もしあれだったらその地図は用意しますが、この地図で今まで1回目、2回目、私も議員でいましたが、皆さんの賛成多数で可決したということでございまして、もう一回言いますけれども、同じようなやり方をやっていて、これは法律に沿った、文部科学省の意向にも沿った、あと契約がそうになっていたということで、そのとおり進めてい

たというものでございますので、その辺は理解をしていただきたいというところでございます。

○議長（大越勇一君） 8番井原正光君。

○8番（井原正光君） 今、町長のお話を聞いていて、いかにも大学寄りで、あなたは今までもよく大学と交流があったから、この前申し上げたからそういうふうな意見が出るのでしょうか、別に。町の財産なのです。みんなの財産なのですよ。1回目が反対で、2回目が反対で、3回目は当時反対した人を巻き込んで、町長が替わったから当時反対した人は今度賛成に回るでしょう、恐らく。そういうことも予想されます。

そういうことではなくて、町の財産を売却するに当たって、面積も算出できないような、提示できないような、そういう議案が出されていいのかということです。それを私は話しているのです。町長はどうしても売却したいということで、今、答弁なさったのでしょうか、大学側の意向というのはここで別に考える必要はないのですよ、町の財産だから。

○議長（大越勇一君） 井原議員に申し上げます。議案に対しての質疑をしていただけますか。

○8番（井原正光君） やめますけれども、一応そういうことでお話ししておきたいと思います。

○議長（大越勇一君） 今、質疑はしていないので。

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） これで質疑を打ち切ります。

ただいま議題となっています議案第79号は、総務産業建設委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は総務産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

総務産業建設委員会の日程は、タブレットに掲載したとおりです。十分なる審査の上、今定例会最終日の12月10日に委員会審査の経過及び結果の報告をされますようお願いいたします。

○議長（大越勇一君） 日程第16、議案第80号 利根町教育委員会委員の任命について及び日程第17、議案第81号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についての2件を一括議題とします。

補足説明を求めます。

まず、議案第80号について、学校教育課長清水敬子君。

〔学校教育課長清水敬子君登壇〕

○学校教育課長（清水敬子君） それでは、議案第80号 利根町教育委員会委員の任命について、補足して御説明申し上げます。

今回同意を求めました石井 豊氏は、現在同職にございますが、令和7年12月31日付で任期満了となることから、引き続き委員に任命したいので、提案理由にもありますように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得るため提案するものでございます。

氏名、石井 豊。住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

なお、略歴等につきましては、お手元に配付しております参考資料を御参照いただければと思います。

説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第81号について、総務課長松本浩睦君。

〔総務課長松本浩睦君登壇〕

○総務課長（松本浩睦君） それでは、議案第81号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任について、補足して御説明申し上げます。

利根町固定資産評価委員会委員に下記の者を選任したいので、同意を求めます。

氏名、坂田重雄。住所、●●●●●●●●●●。生年月日、●●●●●●●●●●。

坂田重雄氏に関しては、今までも固定資産評価委員会に選任していたので、引き続き選任したいものでございます。

提案理由、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得るため提案するものでございます。

議案第81号の補足説明については以上です。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

議案第80号及び議案第81号の2件は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の12月10日に質疑、討論、採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君） 日程第18、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

明日12月3日は、議案調査のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は、12月4日の午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。

お疲れさまでした。

午後零時19分散会